

川崎市告示第306号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定による特定非営利活動法人川崎寺子屋食堂の認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 名称
特定非営利活動法人 川崎寺子屋食堂
- 2 代表者の氏名
山縣 和彦
- 3 主たる事務所の所在地
川崎市多摩区登戸新町444番地 フラッツアミ207号室
- 4 当該認定の有効期間
令和8年5月21日 ～ 令和13年5月20日